

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 56(オ)952	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	名寄帳閲覧	原審事件番号	昭和 56(ネ)196
裁判年月日	昭和 57 年 1 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 6 月 18 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 135 号 39 頁		

判示事項	固定資産の所有者の市町村に対する土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧請求権の有無
裁判要旨	固定資産の所有者であつても市町村に対し土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧を請求する権利はない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人廣石郁磨の上告理由について <u>土地名寄帳及び家屋名寄帳は、市町村が固定資産税の課税上の必要に基づいて作成する資料であつて、その記載が固定資産税の納税義務者の権利義務になんらの影響を及ぼすものではないから、固定資産の所有者であつても法律上市町村に対し右名寄帳の閲覧を請求する権利を有するものではないと解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原判決を正解しないでその不当をいうか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 伊藤正己 裁判官 横井大三 裁判官 寺田治郎)

※参考：判例タイムズ 460 号 89 頁、判例時報 1031 号 115 頁、金融商事判例 647 号 44 頁